

第十一條 本契約ノ事項ハ當事者雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

右契約ノ證トシテ契約書貳通ヲ作り各其ノ壹通ヲ所持ス

昭和七年五月十六日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽

〔和文タイプ〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

〔昭和九年度の契約書（抜粹）〕

契約延長に際し、ドイツにいるトルの母親を呼び寄せるための費用が交付される旨の条項が付加された。

契約書

東京音樂學校長乘杉嘉壽トマリア、トルトノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

（第三條乃至第九條及第十一條ハ現在ノ契約ト同文ニ付省略ス）

第一條 マリア、トルヲ昭和九年四月一日ヨリ昭和十一年三月三十

一日マテ東京音樂學校ノ唱歌ノ教師トシテ傭入ルヽモノトス

第二條 前文マリア、トル其ノ母ヲ來航セシムルトキハ金壹十圓以

内ヲ交付スルコトアルヘシ

第十條 本契約期限満了シタルトキ又ハ第五條若ハ第八條ニ依リ東

京音樂學校長ヨリ解約シタルトキ參箇月以内ニ歸國スル場合ハ歸

國旅費トシテ金壹千九百參拾圓ヲ前文マリア、トルニ交付スヘシ

而シテ其ノ母ヲ同伴歸國スルトキハ右ノ外金壹千圓以内ヲ増額交

付スルコトアルヘシ但シ本契約ヲ繼續スルトキ及期限満了後又ハ

解約後直ニ他ノ官立學校ニ傭入レラルヽトキ又ハ第六條若ハ第七

條ニ依リ本契約ヲ解除シタルトキハ前記ノ歸國旅費ヲ交付セサルモノトス

右契約ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各其ノ壹通ヲ所持ス

昭和九年 月 日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽

マリア、トル

〔和文タイプ〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

（十三） パウル・ヴァインガルテン Paul Weingarten

在職期間 昭和十一年〜十三年

傭外國人教師

担当科目 ピアノ

履歷（要約）

一八八六年四月二十日チェコのプリュン（現ブルノ）に生まれる。

ウィーン音楽院に入学し、ピアノをザウアーに、理論をR・フックスに師事。ウィーン大学においてグイド・アードラーに就いて音楽理論を研究する。



パウル・ヴァインガルテン

一九二〇年博士号(哲学)取得。
 一九二二年オーストリア国立ウィーン音楽院ピアノ科教授就任。
 一九二八年オーストリア国立音楽単科大学副教授を兼任。
 オーストリア国内のみならず、ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、イギリス、オランダ領インドネシアなどの招きに応じて演奏する。ドイツ古典作品、フランス近代派の作品に定評があった。
 一九三六年(昭和十一年)日本政府よりオーストリア政府に依頼し、現職の休暇(二年間)を与えられて東京音楽学校備外国人教師に就任。四月二十四日奏任五等以上に任ぜられる。門下に永井進等がいる。
 一九三八年(昭和十三年)オーストリアに帰国。同地ウィーン音楽院を退く。

一九四五年ウィーン音楽院で再び教鞭を執る。
 一九四八年四月十一日 ウィーンにて没する。

雇用決定までの経緯。

日本政府からウィーン政府への依頼によりウィーン音楽院在職中の某
 某来日、東京音楽学校で教鞭を執った。以下、その経緯を示す資料を掲
 載する。

〔ヴァインガルトンから学校長宛の手紙とその訳文〕

Wien : 17. VI. 35

I. Schultergasse 5.

Sehr geehrter Herr Professor !

Empfangen Sie meinen besten Dank für Ihren lieben Brief und verzeihen Sie, daß ich Ihnen nicht postwendend antworte. Ihr Brief blieb nämlich zufolge der Pfingstferien in der Akademie liegen und gelangte erst dieser Tage in meinen Besitz. Nun zum Inhalt Ihres Schreibens; ich bin

im Prinzip bereit, nach Tokio zu kommen und auch überzeugt: daß wir durch Vermittlung unserer Regierungen schnell zum Ziele gelangen werden.

Die Bestimmungen habe ich zur Kenntnis genommen, also Honorar Gegenwert von 1500 S in Ihrer Währung im Monat, freie Reise hin und zurück für mich und ev. 1 Familienmitglied 1500 S, sowie freie Wohnung:

Zu fragen hätte ich vorläufig nur, ob ich meine Lehrverpflichtung als Leiter der Klaviermeisterklasse nicht wie an der hiesigen Akademie mit 10 Wochenstunden bemessen könnte und wann das Schuljahr beginnt. Ich habe erfahren, daß in Japan der 10. April der Termin für den Schulbeginn ist, aber genügend Zeit bis dahin alles zu regeln. Wahrscheinlich werde ich vom Ministerium zunächst ein Jahr Urlaub bekommen, kann aber dann zeitgerecht um eine Verlängerung ansuchen.

Es hängt ja schließlich viel davon ab, wie ich mich eingewöhnne und welche künstlerischen Chancen sich mir bieten. Selbstverständlich liegt mir viel daran, Gelegenheit zu finden, für Radio und Konzert zu spielen, desgleichen Privatstunden zu geben. —

Bitte sich nunmehr meiner umstehend angegebenen Privatadresse zu bedienen, da die Akademie am 1. Juli schließt. Übermitteln Sie bitte dem hochgeehrten Herrn Rektor meine besten Empfehlungen und seien Sie herzlich bedankt für Ihre Müheverwaltung.

In Erwartung Ihrer weiteren Nachrichten, muß ich Ihnen

noch sagen, daß ich sehr gerne meine Kräfte einem Land zur Verfügung stelle, das mit seiner alten Kultur und seinem modernen Geist unser aller Interesse und Bewunderung erregt.

Ihr ergebener

Paul Weingarten.

〔手書き〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

尊敬する先生！

貴下の御手紙に對する小生の最上の感謝を御受け下され度、又小生が早速御返事出来なかつたことを御許し下さい。それは貴下の手紙が聖靈降誕祭の爲アカデミーに留められてゐてやつと此頃に小生の手に入った次第ですから。扱貴下の御便りの内容について……小生は根本的に東京へ行くことを用意し又我々が我々の兩政府を通じて早く目的を達するであらうことを確信します

その條件は承知しました。即ち一ヶ月貴國貨幣にて壹仟五百シリングに相當する俸給、小生の往復旅費は貴校にて、萬一家族連れの場合には壹仟五百シリング、そして住宅給與のこと。

目下の所御尋ねたいのはピアノ科の主任としての義務を當地のアカデミーのように毎週十時間單位に若しか出来るや否や。又何時より學年が始まるかといふことである。小生の知る所では日本の新學年開始の期日は四月十日とのこと故それならばそれ迄に總てを調へるに充分時間があると思ひます。多分小生は先づ政府より一ヶ年の休暇をとりそれから時を見て延期を願ひ出ることが出来ると思ひ

ます

それは結局次のことに大いに關係しています。即ち小生が如何に土地に馴れるか又如何なる藝術的機會が與へられるかにあります。それは勿論個人教授やラヂオや音樂會で演奏する機會を如何にして見出すかにあります

何卒今後は裏面に書いてある小生の私宅住所を御使用下さい。何となればアカデミーは七月一日に終りますから。何卒校長閣下に充分御挨拶申し上げて下され度。又貴下の御足労に對しても心からの感謝を捧げます

今後の貴下の御便りを待ちつゝ直ほ小生が古い文化と近代的精神とを持つて我々總ての興味と讚嘆とを喚起する一つの國家の爲に小生の全力を盡すことを謹んで申し上げます。 敬具

〔手書き〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

音庶祕第四二號 裁決定昭和拾年七月九日 發送昭和拾年七月拾八日

昭和拾年七月九日起案

備外國人教師備入ニ關スル件上申案

本校ニ於テピアノノ授業ヲ擔任スル備外國人教師ハ從來一名ニ有之候處本科生徒ノ約半數ハピアノヲ專修シ又他ノ器樂、聲樂及作曲ヲ專修スル者モ亦總テピアノヲ兼修スルヲ以テ該科擔任ノ備外國人教師ハ少クトモ貳名ヲ必要トスル實情ニ有之就テハ曩ニ貴省會計課長ニ協議シ新ニ右外國人教師一名ヲ本校ニ増置方ニツキ其ノ内諾ヲ得タル次第二御座候仍テ種々調査ノ上現代世界ニ於ケル第一流ノピアノ名手ニシテ現ニ奧地利國維納國立高等音樂學校ニ於テピアノ科主

席教授タルワインガルテンニ内交渉シ其ノ承諾ヲ得候處本邦來航ノ諸準備其ノ他ノ爲明年四月迄ニ來朝シ來學年度ヨリ授業ヲ擔任スル様致度趣ニ御座候而シテ右ニ關シテハ奧地利國政府ノ諒解竝ニ其ノ斡旋ニ俟ツヘキモノ有之候ニ付外務省ヲ通シ同國政府ニ對シ同人ヲ本校教師トシテ備入ニ關シ依頼方可然御取計相成度此段上申候也

年月日

學校長

文部大臣宛

〔和文タイプ〕

〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

音庶祕第四二號

昭和十年八月十九日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽

文部省専門學務局長 赤間信義殿

備外國人教師備入ニ關スル件

客月九日付音庶祕第四二號ヲ以テ奧地利國維納國立高等音樂學校。ピアノ科主席教授ワインガルテンヲ本校教師ニ備入ニ關シ祕書課長宛依頼致置候處右備入期間、俸給、宿料、來朝竝歸國旅費及擔任學科目等左記ノ通ニ付御含ミノ上可然御取計相煩度此段御依頼候也

記

一、備入期間

滿貳年間

一、俸給

年額 九千圓

外ニ金參千圓ヲ特志者ノ寄附ニ依リ學校長

ニ於テ責任ヲ以テ毎年支給ス

一、宿料

年額 四百八拾圓

一、來朝及歸國旅費

各壹千九百參拾圓但シ妻ヲ同伴來朝スル場合ハ更ニ壹千圓以内ヲ増額支給スルコトアルヘシ

一、擔任科目及授業時數 ピアノ科、每週拾八時間

以上

〔和文タイプ〕〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

〔ヴァインガルテンの承諾電報〕

307 WIEN F10 11 21 1250 NORTHERN

LC HOSOKAWA MUSIKAKADEMIE UENO PARK

TOKIO

EINVERSTANDEN ERWARTE OFFIZIELLE EIN-

LADUNG WEINGARTEN

NI AUG 21 PM 9 33

〔雇用条件の通達〕

Tokio, am 30. August 1935.

Sehr geehrter Herr Prof. Weingarten!

Ich freue mich sehr, dass ich Ihnen schreiben kann.

Nun, durch die Unterhandlung zwischen Ihnen und Herrn

Hosokawa, unserem ausserordentlichen Professor, über

Ihren Unterricht in unserer Akademie haben Sie, sehr geehrter Herr Professor, zu meiner grossen Freude mit dem letzten Telegramm an Herrn Hosokawa Ihren werten Willen gezeigt, nach Japan zu kommen.

Wegen der Frist von 2 Jahren entwickeln sich jetzt schon die Formalitäten, um Erlaubnis Ihrer Regierung zu bitten, in unserem Unterrichts- und Ausssenministerium fort.

Aber Sie müssen den Kontrakt mit mir als dem Vertreter unserer Regierung abschliessen, darum möchte ich Sie bitten, dass Sie mir Ihren werten Willen, zu uns mit den untergeschriebenen Bedingungen zu kommen, ordentlich schreiben möchten.

Ich freue mich sehr und erwarte herzlich, dass Sie in nächster Zukunft als unser Professor in der Klavierklasse grosse Verdienst ums Musikleben in Japan sich erwerben.

Ihr sehr ergebener

Präsident Hofrat Dr.

Bedingungen:

1. Frist. 2 Jahre.
2. Honorar. Jährlich 12000 Yen.
3. Wohnungszuschuss. Entweder jährlich 480 Yen oder freie Wohnung.
4. Für die Reise. (hin und her) Jedesmal 1930 yen.

Für mitfahrende Frau oder

Eltern
bekommt man weniger als 1000 Yen.

5. Unterrichtsfach und Unterrichtsstunde.

Klavierklasse und weniger
als 18 Stunden. [タクト]

(「外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年」)

(ザインガルテンからの返信 (訳文のみ現存))

拜啓。御懇書に對し深謝致居ります。貴簡到着後日本に赴く爲の二箇年間賜暇の件に關し校長カルル・コバルト博士と交渉致すため本音楽學校の始業を待つてをりました。小生は同校長に事件を暫時嚴重内密に取運ぶ様御願申しました處、校長も監督官廳たる文部省に於て適當な時期に希望の休暇が小生に與へられるやう決定されることにならうと保証されました。それで小生は赴日出来ることを確信致してをり、閣下の御指圖の下に貴校並日本樂壇の爲に力を盡すことを得るのを喜んでをります。

條件に關しては既に細川助教授より貴簡中の條件と同一な事項を申し來りましたが、それを今一度簡單に申述べます。期間は差し當り二箇年の豫定。報酬は一万二千圓 (即一箇月一千圓、現在オーストリアの一千五百シリングに相當す。) 住居は無料又は年額四百八十圓の手當。旅費は往復各一千九百三十圓、同行の妻又は兩親に對しては約一千圓。授業科目に關しては小生は名譽教授としてピアノ科の指導を委託され、且つ閣下は小生の授業義務に關して御懇情を

賜はり一週十八時間よりは遙かに少く(約十二時間位)授業すべき旨細川助教授より申越しました。同様に小生は、突然の豫期せざる爲〔替〕變動のため物質的損害を蒙らざるやうこれを補償する爲の方法が講じられること、及小生が維持すべき家族のため小生の收入の一部をウィーンに送附する許可を與へられることを確信する旨希望を表明致し置きました。日本の官廳の側より我文部省宛賜暇願が到着致しますと直ちに小生は同省と直接に交渉を初め萬事を出来るだけ早く處理出来ることと信じてをります。 敬具。

千九百三十五年十月六日 パウル・ヴァインガルテン

乗杉學校長閣下

〔手書宛〕

〔外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年〕

〔ヴァインガルテンより。原文と訳文〕

14. Jänner 1936

Eure Exzellenz,

Vor einigen Tagen habe ich in der japanischen Gesandtschaft bei dem Herrn Stellvertreter des Gesandten Mr. T. Suwa vorgesprochen, der gerade in den Besitz eines Briefes vom auswärtigen Amt in Tokio gelangt war, enthaltend die bereits zwischen uns fixierten Bedingungen für meine Berufung an die dortige Musikakademie. Seither ist das Urlaubsansuchen bereits vonseiten unseres Unterrichtsministeriums an den Präsidenten unserer Akademie gelangt und hat mir dieser zugesagt, dasselbe für die Dauer von 2

Jahren zu befürworten. So wird die Urlaubsfrage in kürzester Zeit gelöst sein.

Nun handelt es sich noch um die in meinem letzten Brief angeführten 2 Punkte betreffend der Geldausfuhr, sowie Valutensicherung und ich bitte Sie, sehr verehrter Herr Rektor, mir Folgendes zuzubilligen:

Der Gehalt ist mir grundsätzlich in Yen in Tokio zu bezahlen. Für den Fall einer Devisenbewirtschaftung in Japan habe ich das Recht, die Auszahlung des ganzen Gehaltes, oder eines Teilbetrages in Pfund Sterling in London, oder franz. Franc in Paris, oder U. S. A. Dollars in New York, oder in Wien in Schilling bei der von mir zu nominierenden Bankstelle zu verlangen.

Sollte sich der Geldkurs des Yen in London Verschlechtern, so erhöht sich im gleichen Verhältnis der in Yen an mich auszahlende Betrag bzw. der Gegenwart in den oben angegebenen fremden Währungen.

Beide Punkte werden in Anbetracht der unsicheren Welt-Wirtschaftslage sicherlich das Verständnis Ihrer Regierung finden und so bitte ich Sie um ein Wort des Einverständnisses.

Das mir zugesprochene Reisegeld in der Höhe von 1930 Yen für meine Person und etwas weniger als 1000 Yen für die mitfahrende Frau bitte ich mir hierher überweisen zu wollen.

Welches ist der äußerste Termin, zu dem ich in Tokio

eintreffen soll?

Es bedeutet wohl für mich einen großen Entschluß, mein künstlerisches Wirken hier zu unterbrechen, aber ich freue mich doch Ihr Land und Kunstleben kennen zu lernen.

In Erwartung Ihrer baldmöglichsten Rücküberung bin ich mit besten Empfehlungen Ihr ergebener

Dr. Paul Weingarten.

(手書き) (外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年)

拜啓。數日前小生は日本公使館に於て代理公使諏訪務氏と面談致しました處、同氏は恰も在東京外務省よりの書簡を接受されし際にして、同書簡には既に小生等の間に確定せる東京音樂學校への小生の任命條件が記載されて居ました。其後賜暇願は既に我が文部省より當學校長宛到着致し、學校長は小生に二箇年餘の賜暇を斡旋することを約束致しました。かかる事情で御座いますので、賜暇問題も極めて短期間に解決することと存じます。

さて、現在なほ問題となつてをりますのは、小生よりの前便にて申上げました二點、即ち金錢國外送附及爲替相場の保證の二點で御座います。學校長閣下、何卒以下の事柄を御承認下さるやう御願申上げます。

俸給は原則として東京に於て圓で支拂れること。日本に於る外國爲〔替〕管理の場合に對して、俸給全額若しくは一部分をロンドンに於てポンド現金にて、又は巴里に於て仏蘭西フランにて、又はニューヨークに於て北米合衆國ダラーにて、又はウキーンに於てシリングにて小生の指定する銀行營業所で請求する權利を小生に與へ

られること。

ロンドンに於る圓の金相場が悪化する場合には、圓にて小生に支拂べき金額は同一の關係を以て上述外國貨幣單位の現在の爲替相場で支拂れること。

この兩點は不確定なる世界の經濟狀態を顧慮すれば確かに貴國政府の了解を得ることと存じますし、閣下からも了解の御言葉を賜はりますやう御願申上げます。

小生に提供されました私個人に對し千九百三十圓、同伴の妻に對し千圓以内の額の旅費を當地へ御送附下さいますやう御願申上げます。

小生が東京に到着すべき最後期限は何時でせうか。

當地に於る小生の藝術家としての活動を中斷致しますことは小生にとりましては重大なる決斷を要することでありますが、貴國及その藝術界を知ることには大層喜ばしいことで御座います。

出來得るだけ早く御返事を頂くことを御待ち致してをります。

敬具。

一九三六年一月十四日

パウル・ヴァインガルテン

學校長閣下

(手書き)

(外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年)

〔オーストリア教育次官より日本代理公使宛〕

DER STAATSSSEKRETAER

FUER UNTERRICHT

Wien, am 7. Februar 1936.

Sehr geehrter Herr Geschäftsträger!

Unter Bezugnahme auf die an mich gerichtete Anfrage beehre ich mich ergebenst mitzuteilen, dass konform der herrschenden Uebung Professor Dr. Paul Weingarten im gegenwärtigen Zeitpunkt aus grundsätzlichen Erwägungen lediglich ein einjähriger Urlaub gegen Karenz der Gebühren gewährt werden konnte.

Im Hinblick auf den von Herrn Geschäftsträger geäußerten Wunsch erkläre ich jedoch gerne heute schon meine Bereitwilligkeit, diesen Urlaub seinerzeit über Wunsch der kaiserlich japanischen Regierung um ein weiteres Jahr zu verlängern.

Genehmigen, sehr geehrter Herr Geschäftsträger, den Ausdruck meiner ausgezeichneten Hochachtung.

(unterschrieben) Perter.

〔タイプ〕〔「外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年」〕

普通第十六號

昭和十一年二月十二日

在澳臨時代理公使 諏訪 務

外務大臣 廣田弘毅殿

「ワインガルテン」教授招聘ニ關スル件

本件ニ關シ客年十二月十四日附貴信ヲ以テ御來訓ノ趣敬承仍テ文部

當局トモ協議セル處二個年ノ期限ニ付テハ澳國現行規則ヲ楯トシ最初難色アリシモ其ノ後文部次官ト種々懇談ヲ遂ケタル結果最初ノ一個年ハ成規ノ休暇ヲ與ヘ其後ノ一個年ニ付テハ我政府ノ希望ニ依リ更ニ延長スルノ用意アル旨ノ別添同次官ノ書面ヲ取付ケ通知ニ及ヒタル次第ニ有之ニ付右様御了知相成度尙同教授ハ既報ノ通來月十七日夫人同伴當地出發西比利亞滿鮮經由四月一日頃東京着同十日頃ヨリ開講シ度キ意嚮ヲ洩シ居レリ

〔和文タイプ〕

〔「外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年」〕

文化三機密第一〇四號

昭和十一年二月十四日

外務次官 重光 葵

文部次官 三邊長治殿

「ワインガルテン」教授備入ニ關スル件

本件ニ關シ客年十二月十日附東音專六號ヲ以テ御申越ノ趣了承右ハ當時在澳諏訪代理公使ヘ移牒本件措辦方及依頼置タル處今般同代理公使ヨリ前記貴信ニ對シ左記ノ通電報アリタルニ由リ右茲ニ傳報ニ及フニ付可然御取計相成結果何分ノ儀御回示相成度

記

澳地利國政府ニ於テハ「パウエル、ワインガルテン」教授ニ對シ一年ノ休暇ヲ與ヘ得ルノミナルモ最初ノ一年經過後日本政府ノ希望ニ依リ更ニ向フ一年休暇延長差支ナキ旨ノ内諾ヲ得タリ尙同教授ハ夫人同伴三月十七日維納發西比利亞滿鮮經由四月一日頃東京着ノ豫定ナ

ルニ由り旅費電送方至急御取計相成度

(外交資料館蔵「外務省記録 本邦雇傭外國人關係 雜件專門學校の部」)

東音祕八號

昭和十一年四月二十四日

文部大臣官房祕書課長印

東京音樂學校校長殿

通 牒

東京音樂學校傭外國人教師

奧地利國人 パウル、ワインガルテン

右者自今奏任五等以上二準シ取扱ハル

(和文タイフ)

(「外國人教師關係 自大正十三年至昭和十一年」)

感嘆すべき演奏

日墮音樂會

日墮兩國の親善と文化の交流とを目的として日墮協會は發起された日墮音樂會は、東京朝日新聞社會事業團との提携の下に、十二月二十日の晚日比谷公會堂で、その第一回「ハイドンとモーツアルトの夕」を開いた。曲目はハイドンのロンドン交響曲第二、モーツアルトのニ長調ピアノ協奏曲「ファイガロ」と「魔笛」の序曲から成り、ワインガルテン教授とロオゼンシュトック氏指揮の新響とが出演した。

ワインガルテン教授のこの晩の演奏は、中歐で名聲あるこのピアニストが來朝以來示した中での最も秀でたものであった。これは典

雅で纖巧でどこまでもロココ趣味なモーツアルトのこの曲が、教授のスタイルに極めて適してゐたからである。見事な管弦樂の伴奏と相俟つてそれはたしかに音樂のたのしさを耳ある人々に與へた。そしてまたこの演奏を聴きながら、空想の裡にある優雅なそのかみのワインの匂ひを感じたのは恐らく私一人ではなかつたらう。(後略)

(「東京朝日新聞」昭和十一年十二月二十二日)

繊細な情感と藝術的態度

日本の若人達に見出す二つ

ヴァインガルテン氏は語る

——東京音樂學校ピアノ教授パウル・ヴァインガルテン氏が、昨年春來朝して以來初めて日本のマイクの前に立つこととなつた、これを機會に、日本滞在一年の、音樂の感想を叩くべく、中野櫻山の自宅に氏を訪れた——二臺のピアノが室の大半を占領し、大きな樂譜棚がキッチンと整頓されて、いかにもウイン育ちの樂人の室らしく清楚な空氣の漂ふてゐる中で、ステージで受ける一種凄蒼の感は全然なく銀の蓮髪を揺す振りながら愛想よく語つた——……「支那の演奏旅行を終へて歸つてきたところです、昨年春日本へきて上野音樂學校に教鞭をとつた日は一年目に當るのですが、この記念すべき日に、初めての放送をするといふとは、非常に感銘の深いものがあります、更に來年のこの日はウインに歸る日になるかも知れません(註二年の契約だから)……」

……ところで私の見た日本の洋樂は一般的にかなり進んでゐます、殊に若い人達の間では非常に盛んのやうで、日本音樂以上の

やうにさへも思はれます、私は週に三回づつ上野の學校で若い人達にぢかに接してゐますがさうして感じたことは、みんな非常に織細な音樂的ゲフユール（情感）をもつてゐること、藝術的な態度とです、この二つが一番私を喜ばせてくれます、だからベートーヴェンやモーツアルトなどのかかなり困難な曲に對しても、それを理解する力（これが一番大切なのですが）がぐんぐんのびていつてゐます

……私はウイーンにゐた時から偉大な音樂家たちのレーベンを色々な方面から知りたいと思つて、ベートーヴェン、モーツアルト、ブラームス其他多くの樂聖の住んでゐた町や家などを訪ねて歩きましたが、そこから私の得たものはかれらが専ら音樂藝術にのみ全身を打込んでゐたといふことです、私は自分のこの經驗に加へて、更に樂都ウイーンのもつてゐるウイナー・シユティムング（情緒）を日本の若い人たちに教へたいといふ希望をもつてゐます、これは非常に意義のあることだと私は信じて居ります

——ヂエスタアたつぷりで語る氏の眼光は藝術的情熱に燃えて爛々と輝いてゐた——

〔都新聞〕昭和十二年四月十三日

(十四) アレキサンダー・モギレフスキー Alexander Mogilevsky

在職期間 昭和十二年〜十九年（一九三七〜一九四四）、昭和二十三年

〜二十四年（一九四八〜一九四九）

外国人講師

担当科目 ヴァイオリン、室内楽

履歴（要約）

一八八五年一月二十七日ロシアのオデッサに生まれる。モスクワ音樂院のソコロフスキーフルジマリに学ぶ。
一九〇〇年一月ペテルブルク音樂院に入学しアウエルに師事。
一九〇九年同學院を卒業し、弦楽四重奏団を結成。独奏者としても活躍。
一九一〇年モスクワ・フィルハーモニー協会音樂演劇學校ヴァイオリン科主席教授。

一九一九年モスクワ音樂院教授。

一九二一年同職を辞し、九月に亡命。

一九二三年パリに移り、パリのロシア音樂院で教鞭をとつた。

一九二六年（大正十五年）十一月、来日し東京などで演奏旅行。

一九二七年（昭和二年）三月〜十二月東京高等音樂院（国立音樂大學）講師。

一九三〇年（昭和五年）再来日。以来日本に居住し、演奏活動を行う一方、帝國音樂學校で教鞭をとる。

一九三二年（昭和十二年）東京音樂學校外国人講師。

一九五三年（昭和二十八年）三月七日に東京にて没。わが国のヴァイオリ



アレキサンダー・モギレフスキー(左)